［略］	［略］	［略］	［略］
［削る］	［削る］	［削る］	［削る］
［略］	［略］	［略］	［略］
福岡県のうち 糟屋郡のうち久山町	同時に給油することができる自動車の数が八以上	［略］	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が六キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十四キロリットル以上 三　［略］ 四　灯油のタンクの容量が八キロリットル以上 五　［略］
［略］	［略］	［略］	［略］
宮崎県のうち えびの市	［略］		
鹿児島県のうち 垂水市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］
鹿児島県のうち 霧島市	［略］	一　［略］ 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が四十八キロリットル以上 三～五　［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］

［略］	［略］	［略］	［略］
香川県のうち 三豊市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十三キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十七キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量四・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］
福岡県のうち 糟屋郡のうち久山町	同時に給油することができる自動車の数が十以上	［略］	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十キロリットル以上 三　［略］ 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　［略］
［略］	［略］	［略］	［略］
宮崎県のうち えびの市	［略］		
鹿児島県のうち 垂水市	同時に給油することができる自動車の数が三以上	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］
鹿児島県のうち 霧島市	［略］	一　［略］ 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が五十六キロリットル以上 三～五　［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］